

# 埼玉県テレワーク導入支援補助金

テレワーク環境を整備する県内企業等に補助金を交付します。

## 1 対象者

県内の中小企業、団体等(雇用保険適用事業所)※他要件あり

## 2 補助対象経費及び補助額

### 補助対象経費

テレワークの導入・運用費用等

クラウドサービス、シンクライアント端末

VPN装置、WEB会議用機器（カメラ・マイク等）

社内のパソコンを遠隔操作するためのソフトウェア

セキュリティ・労務管理用ソフトウェア 購入費・利用料等

※ シンクライアント以外の端末（パソコン、タブレット等）

の購入費用は対象となりません。

### 補助額

上限 20 万円（補助率 3 分の 2 以内）※

※令和 3 年 1 月 8 日以降に事業実施計画書を提出し、かつ、いのちを大切にする「テレワーク実践企業」に登録された企業は、上限 24 万円（補助率 5 分の 4 以内）となります。

## 3 受付

随時（補助対象となる事業実施期間は交付決定日から令和 3 年 3 月 15 日まで＊）

＊ただし、使用料・賃借料に係る事業実施期間は交付決定日から令和 3 年 1 月 31 日まで

※予算枠に達し次第、募集を終了します。

## 4 問合せ先

埼玉県産業労働部ウーマノミクス課 女性活躍担当

電話 : 048-830-3960

メール : [a3960-08@pref.saitama.lg.jp](mailto:a3960-08@pref.saitama.lg.jp)



事業の詳細、申請書類等については、埼玉県のホームページを御覧ください。

URL: <https://www.pref.saitama.lg.jp/telework/subsidy/hozyo.html>

